

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【公開番号】特開2016-162558(P2016-162558A)

【公開日】平成28年9月5日(2016.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2016-053

【出願番号】特願2015-39175(P2015-39175)

【国際特許分類】

H 01M 2/02 (2006.01)

H 01M 10/04 (2006.01)

B 32B 15/08 (2006.01)

B 32B 27/18 (2006.01)

【F I】

H 01M 2/02 K

H 01M 10/04 Z

B 32B 15/08 F

B 32B 27/18 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月17日(2017.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、基材層、金属層、接着層、及びシーラント層が順次積層された積層体からなり、

前記シーラント層が滑剤を含んでおり、

前記接着層の滑剤の含有量が100 ppm以下であり、

下記の計算式(1)で算出される値Yが、250~750の範囲にある、電池用包装材料。

$$Y = (A \times C + B \times D) / (C + D) \quad (1)$$

A : シーラント層のアマイド系滑剤の含有量

B : 接着層のアマイド系滑剤の含有量

C : シーラント層の厚み

D : 接着層の厚み

【請求項2】

前記シーラント層の前記滑剤の含有量が、500~2000 ppmである、請求項1に記載の電池用包装材料。

【請求項3】

前記シーラント層の厚みが、10~30 μmである、請求項1または2に記載の電池用包装材料。

【請求項4】

前記接着層の厚みが、10~30 μmである、請求項1~3のいずれかに記載の電池用包装材料。

【請求項5】

前記積層体の厚みが、120 μm以下である、請求項1~4のいずれかに記載の電池用

包装材料。

【請求項 6】

ラマン分光法を用いて前記シーラント層の結晶部と非晶部のスペクトル強度比から算出される、前記シーラント層の結晶化度が、30～60%である、請求項1～5のいずれかに記載の電池用包装材料。

【請求項 7】

前記基材層と前記金属層との間に接着剤層が積層されてなる、請求項1～6のいずれかに記載の電池用包装材料。

【請求項 8】

前記金属層が、アルミニウム箔により形成されている、請求項1～7のいずれかに記載の電池用包装材料。

【請求項 9】

少なくとも正極、負極、及び電解質を備えた電池素子が、請求項1～8のいずれかに記載の電池用包装材料内に収容されている、電池。